

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 実施主体の役割

県民一人ひとりとは…



自分の健康は自分で守り・つくるということを自覚し、地域や学校、職場などで、楽しみながら積極的に自分自身の健康づくりに取り組むことが必要です。

まずは、自分自身の健康に関して関心を持ち、自分の健康状態を知り、生活習慣の改善、良好な生活習慣の維持することに心がけましょう。

また、地域社会の一員として自分の住む地域へ関心を深め、地域活動への積極的な参加も重要です。

家庭は…

家庭は、「食」や「休養」など生活の基盤となる場であり、家族の団らんの場で健康づくりや健康管理について話し合うことは、重要なことです。

子どもにとっては、基本的な生活習慣を築く重要な場でもあるため、一人ひとりのみならず、家族、家庭全体の健康を考えた生活を送ることが重要です。

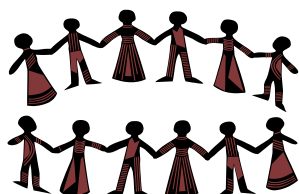


地域では…

(地域の自治会・老人会・PTA・生協・食生活改善推進員など)

地域は人々が社会生活を営むうえでの基本的な場です。

自治会、老人クラブ、PTA、食生活改善推進員協議会、地域の信頼関係によるつながり等のソーシャルキャピタルは連携・協働し、健康な地域を創り出す役割があります。



地域が主体となり、これらの団体が地域における健康づくりのネットワークを形成し、継続的に活動することが重要です。

学校は…

学校は、児童、生徒、学生が生涯を通じて自らの健康を管理し、改善していく能力を培うための役割が期待されています。

教科や学校生活を通じて、健康づくりや正しい生活習慣を身につけるための健康教育を実践する場となります。

職場は…

働く人の職場環境や人間関係は、生活習慣や病気の発症に影響を及ぼすことがあります。

労働安全衛生法に基づく健康診断による健康管理のほか、トータルヘルスプロモーション・プランに基づき、職場における心と体の健康づくり運動をはじめとするラインケアを推進していく必要があります。

また、地域の構成員として、他の人や行政と連携しながら地域の健康づくり活動に積極的に取り組むことも大切です。



保険者は… (国民健康保険・協会健保・健康保険組合・共済組合など)

特定健診・特定保健指導が開始して5年が経過し、より一層の受診率向上やリスクを持つ非肥満への対応などの課題が明らかになってきました。

健診のほか、健康の保持、増進を目指した保健事業の充実強化を図り、県や市町村の保健衛生部門との連携により、効果的、効率的取り組みを展開していくことが求められています。

保健医療専門家は…

(医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・栄養士・
歯科衛生士など)

保健医療専門家やその団体は、科学的根拠に基づいたそれぞれの専門的見地から、技術・情報の提供を行うことが求められています。



かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局は、住民の生活習慣病等の早期発見、早期治療の役割が期待されます。

保健師、栄養士等は、地域や職域等から、生活習慣病の発症予防・重症化予防の指導を行う役割が期待されます。

ボランティア団体は…

ボランティア団体は、活動を通じて多方面にわたり多くの人々と関わりを持つことができることから、健康に関する情報とサービスをより身近に、きめ細かく提供することが期待されます。特に食に関する問題が多様化する中では、市町村が養成している食生活改善推進員の、食を通しての健康づくり活動の推進が期待されます。

運動関連団体は…

運動の習慣を持つことは、生活習慣病の予防のほか、筋力低下の防止ともなり、社会生活機能の維持向上に重要です。

運動関連団体は、身体活動や運動の知識や方法を普及啓発するだけでなく、目的をともにする仲間づくりも、地域での健康づくりの取り組みを推進する一環を担っています。



食品関連団体は…

食生活は、欠くことのできない日常の重要な要素であり、生涯にわたって健全な食生活を送るためには「食育」への取り組みも重要で、食品関連団体も深く関わっています。

健康づくりの一環としての食生活に県民が関心を持ち、また食育が心身の健康増進と豊かな人間形成の基本であることを認識し、県民が実践しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいくことが期待されています。

マスメディアは…



生活習慣に関して、県民が意識と行動の変容をおこすことを支援するために、科学的知見に基づいた分かりやすい情報を提供することが重要です。

マスメディアはそれらを誤りや偏りなく、多くの機会を捉えて伝達する役割が求められています。

市町村（保健センター）は…

市町村(保健センター)はそれぞれの実情に合わせて、地域特性を生かした住民参加による健康づくり計画の策定と、それに基づく施策の積極的な展開が必要です。

子どもから高齢者までの健康診査や健康相談などの住民一人ひとりの健康づくりへの支援はもちろん、県や関係機関・団体と連携し、ソーシャルキャピタル(地区組織活動)の育成支援をはじめ、健康づくりのための社会環境の整備が求められています。

県（保健所）は…

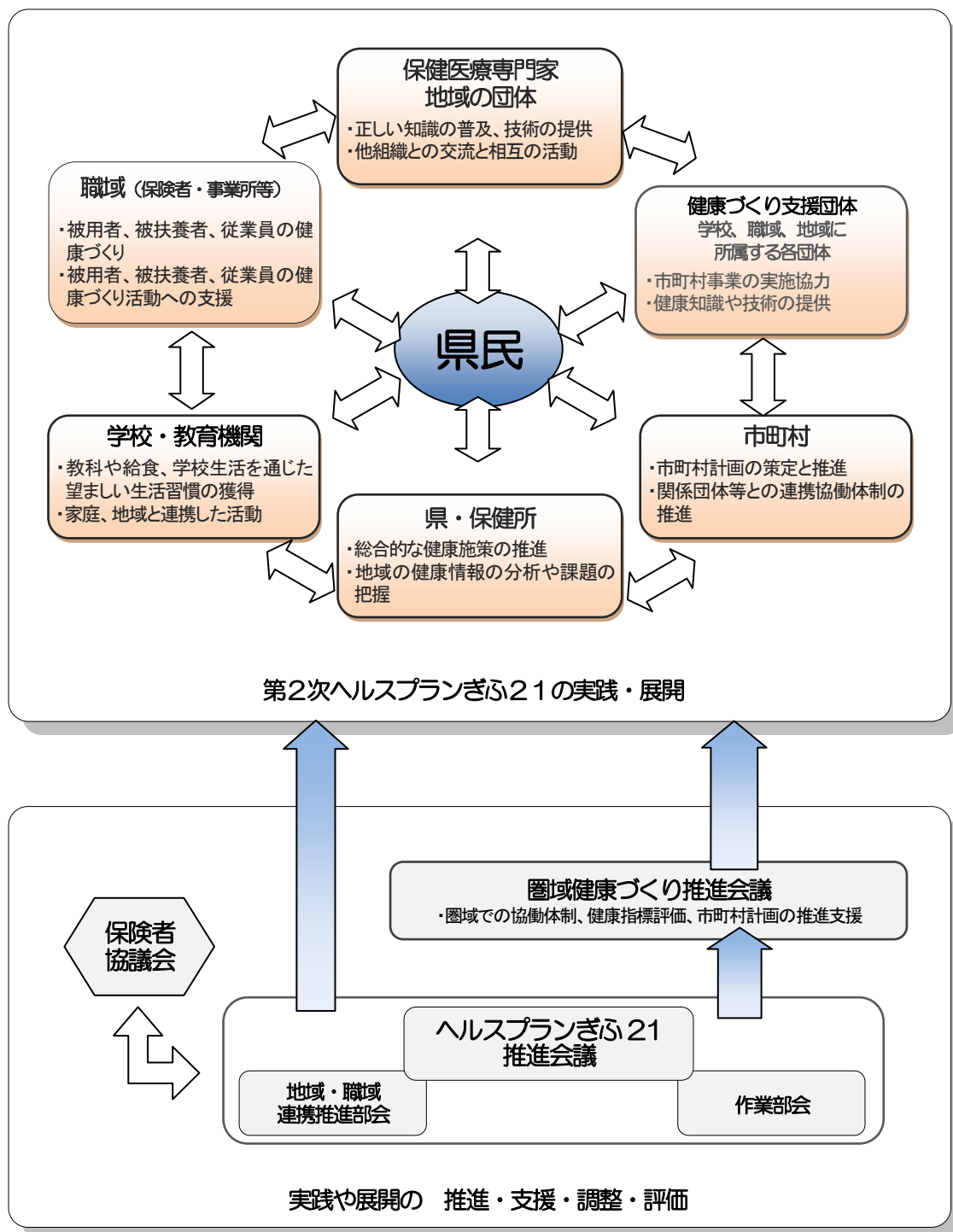
県は、県全域を視野に入れ、関係各課の連携のもと関係施策の整合性を確保しながら、健康づくりに関する施策を総合的に推進するとともに、市町村が行う健康増進事業に対する支援を行います。

専門的役割を担う保健所は、健康づくりの拠点として地域の健康情報の分析や課題の把握、関係団体等との広域的な調整と協働体制の確立に努めるとともに、市町村健康増進計画の策定及び市町村の独自性を重視した取り組みを積極的に支援します。

2 県の推進体制

県では、『ヘルスプランぎふ21』推進会議を設置し、関係機関や団体と連携協働しながら健康づくり運動の実践、展開、推進、支援、調整、評価を行います。

また、圏域ごとに保健所を拠点とした『圏域健康づくり推進会議』を設置し、広域的な視点で関係機関や管内市町村等との調整を図りながら、県民の健康づくりを支援していきます。

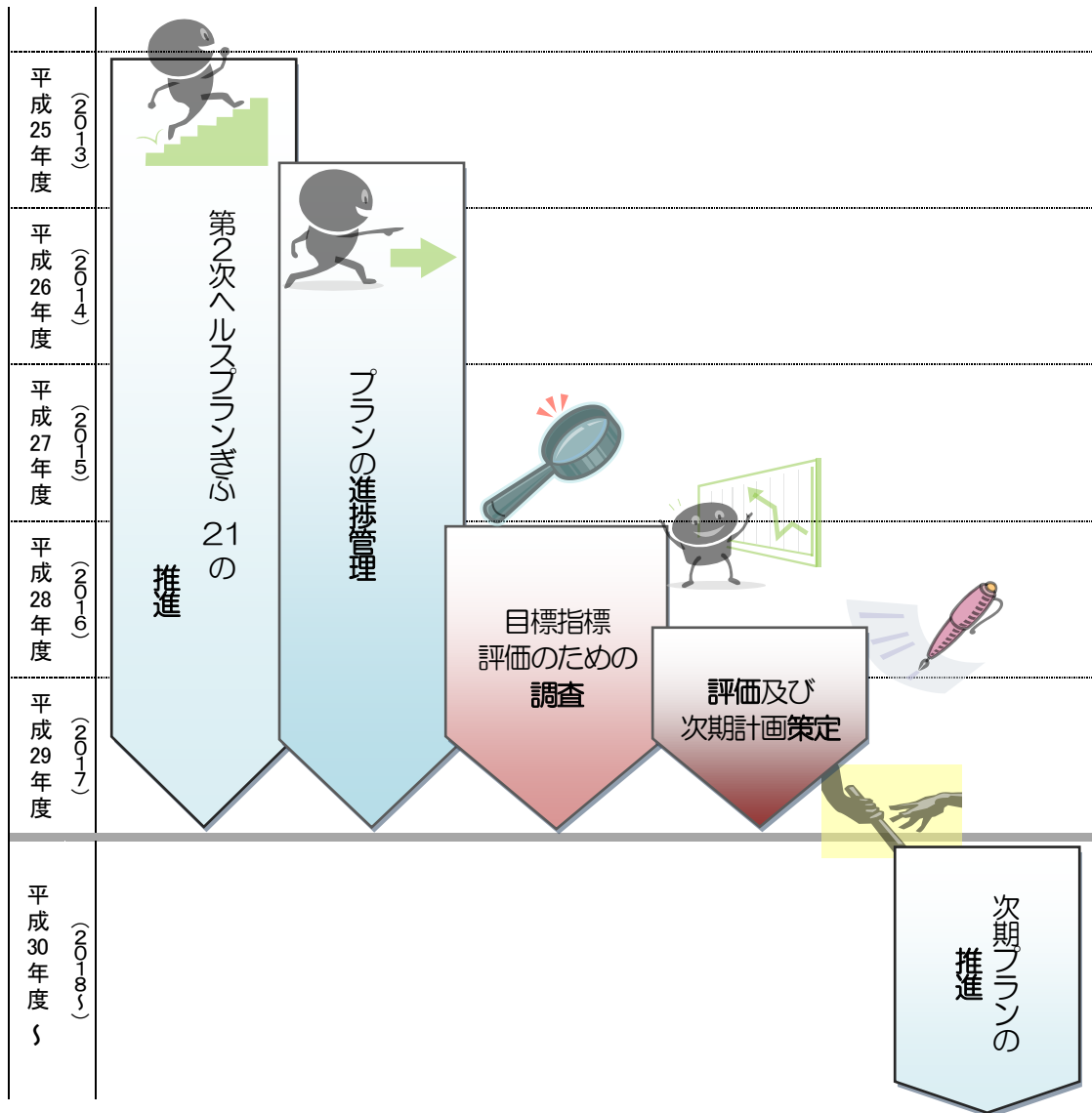


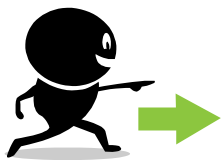
3 進行管理・評価・次期計画策定

この計画は、毎年開催する「ヘルスプランぎふ21推進会議」にて進捗管理を行い、終期を迎える5年後の平成29年度には、目標指標の達成度を評価します。

目標指標については、直近の各種統計を参考にするとともに、必要に応じて県民への調査を実施し、評価を行います。

評価と新たな課題を整理し、次期計画につなげます。





みんなで みんなの健康を目指して！